

安心安全な 出産のために

妊婦健診費用の公的負担を大幅に拡充します

先日、平成20年度第二次補正予算が成立しました。この第二次補正予算は、昨年10月に成立した第一次補正予算に続く、「生活対策」として私たちの「暮らしの安心」を重視した緊急の経済対策です。

今回の第二次補正予算の主な政策の一つとして、妊婦健診費用に対する公的負担の大幅な拡充があります。妊婦健診とは、妊婦健康診査の略で、妊婦さんの健康や、お腹の赤ちゃんの発育を診るため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をすることを言います。特に、貧血や妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

妊婦健診は、個人差がありますが、だいたい14回の健診が必要な健診回数とされています。妊婦健診は、いわゆる病気の診察とは分けられているため、公的な健康保険が適用されません。健康保険が適用されないため健診費用は原則全額個人負担になります。そのため、ほとんどの自治体では、健診費用の補助を行っています。多くの自治体では、母子健康手帳、いわゆる母子手帳と一緒に公費補助を受けることができる受診券や補助券を交付して健診費用の補助を行っています。

(裏に続きます)

現在、妊婦健診費用に対する地方自治体の支援は、各自治体によって異なり、標準的な健診回数である14回分の健診費用を補助している自治体もあれば、横浜市のように5回分の健診費用の補助に止まっている自治体もあります。今回の第二次補正予算では、国からの財政支援を大幅に拡充し、平成22年度まで、14回分の標準的な健診費用を国や横浜市が負担して、すべての妊婦さんが安心して妊婦健診を受けて出産に臨めるようにしました。

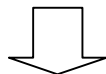
妊婦健診は、その健診内容が医療機関によって多少異なり、健診費用も医療機関によって異なります。地方自治体による健診費用の補助額も各地域の健診費用に応じて異なります。そのため今回、全国的に14回分の健診費用補助を推進するため、国が妊婦健診の標準的な健診項目を明確化します。今回の政策が妊婦健診の無料化ではなく、14回分の健診費用の補助という形になっているのは、妊婦健診の内容や費用が医療機関によって異なり、医療機関によっては必ずしも毎回の妊婦健診に必要な検査やサービスが含まれている場合があるためです。

日本は現在少子化が進んでいます。人口に占める子どもの割合が世界で最も少ない国となっています。安心して安全に出産や子育てができる環境を整えることは、これからの日本にとってとても大切なことです。

現在審議中の来年度予算が成立すると、今年10月から現在38万円の出産育児一時金も4万円増額し、42万円になります。

横浜市の妊婦健診費用の補助

現行 4700円分の補助券×5枚



4月(予定)から 4700円分の補助券×12枚

12000円分の補助券×2枚

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000

FAX:045(323)2974